

令和8年度小学校新1年生の保護者の皆様へ

美濃加茂市の就学援助制度

美濃加茂市では、美濃加茂市立小中学校に就学するお子様が安心して教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方に、学校生活を支援する「就学援助」を行っています。

① 新入学児童学用品等準備費

就学援助制度のうち、新入学児童学用品費のみを入学前に支給します。

申請期間：令和7年10月1日（水）～令和7年10月31日（金）



1 ページへ

② 入学後の就学援助費 について

申請期間：小学校新1年→入学後
その他の学年→前年度中

3 ページへ

① 新入学児童学用品等準備費 支給について



1 新入学児童学用品等準備費とは

小学校入学時に必要な学用品を購入する費用の一部を援助するために、就学援助費の一部である「新入学児童学用品費」を入学前に支給するものです。

【支給金額】 57,060円（小学校新1年生） 【支給時期】 12月中旬（予定）

【支給方法】 保護者が指定した口座に振り込みます

2 支給の対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象です。

- (1) 美濃加茂市内に住所を有する児童の保護者
- (2) 美濃加茂市立の小学校に入学予定の児童の保護者
- (3) 美濃加茂市の就学援助の認定基準に該当する世帯（認定基準は以下の①または②）

① 次のいずれかに該当する方（同居または生計を一にする家族を含みます）

該 当 理 由	必要添付書類（コピー可）
児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書
生活保護が停止または廃止となった（令和6・7年度中）	不要
市民税が非課税または減免を受けている（世帯全員）	市民税・県民税課税証明書（最新のもの）
個人事業税・固定資産税が減免されている	減免決定通知書
国民年金保険料が減免または国民健康保険料が減免もしくは徴収猶予されている（世帯全員）	減免決定通知書もしくは徴収猶予決定通知書

② ①に該当しないが、世帯全員の令和5年中の収入（※1）の合計が、教育委員会の定める基準以下の世帯

（※1）教育委員会が別に定める額を控除した額とします。

【教育委員会が定める基準の目安】 世帯構成や年齢によって多少異なります。

家 族 構 成（年齢）	前年世帯所得額	必要添付書類
2人 母（39） 子（5・未就学）	約206万円	令和6年中の収入 がわかるもの（※2）
3人 父（39） 母（39） 子（7）	約277万円	
4人 父（39） 母（39） 子（14） 子（4）	約326万円	

(※2) 令和6年中の収入がわかるものとは次のいずれかです。収入のある世帯員全員分が必要です。
(障害年金や遺族年金、失業給付を受給されている場合などは、支給額を証明する書類が必要となります。)

1. 令和6年分源泉徴収票
2. 令和6年分所得税確定申告書(控)
3. 令和7年度市民税県民税申告書
4. 令和7年度市民税県民税課税証明書

3 申請の流れ

支給を希望される方は以下のとおり申請してください。

- 【提出書類】
1. 「就学援助費(新入学児童生徒学用品等準備費)支給申請書」
 2. 「口座登録依頼書」
 3. 該当理由ごとに必要となる添付書類

※1および2は美濃加茂市教育委員会、各小学校、市HPにあります。

【申請期間】 令和7年10月1日(水)～令和7年10月31日(金)

【提出方法】 美濃加茂市教育委員会教育総務課に直接提出してください。(郵送不可)

お願い

- ・申請後に市外へ転出することが決まった場合は、教育委員会へ至急ご報告ください。
- ・申請時に援助の対象となる条件に該当していても、その後支給日までに条件に該当しなくなった場合は支給されません。

4 入学後の就学援助費について

●入学後の就学援助費(学用品費・給食費等)は改めて申請が必要です。

今回の新入学児童学用品等準備費を申請した場合でも、令和8年4月に改めて申請していただく必要があります。(詳しくは3ページ)

- 今回の新入学児童学用品等準備費の支給を受けられた方は…
給食費等の支給対象になりますので、改めて申請が必要です。ただし、入学後の「新入学児童学用品・通学用品購入費」は支給対象外です。
- 今回の新入学児童学用品等準備費の支給を受けられなかった方でも…
入学後の4月に就学援助費支給決定がされた場合は、入学後の7月に「新入学児童学用品・通学用品購入費」を支給します。

② 入学後の就学援助費 について



1 就学援助費とは

美濃加茂市立小中学校に就学するお子様が安心して教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方に、学校生活に必要な費用の一部を援助します。

【援助内容】学用品費等、修学旅行費、校外活動費、学校給食費 など

※支給決定を受けることで、他の支援制度の対象となる場合があります。

2 支給の対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象です。

- (1) 美濃加茂市立の小中学校に就学する児童生徒の保護者
- (2) 美濃加茂市の就学援助の認定基準に該当する世帯または生活保護世帯

※就学援助費の基準は1ページの2(3)と同じです。

ただし、所得要件は令和7年中の収入(教育委員会が別に定める額を控除した額)の合計額で判定します。

3 申請から支給までの流れ

【申請書配布場所】 各小中学校及び美濃加茂市教育委員会教育総務課
または、市ホームページからダウンロード

【申請書提出場所】 各小中学校及び美濃加茂市教育委員会教育総務課

【申請期間】 小学校入学後から随時

【支給期間】 学校又は教育委員会が申請書等の書類を全て受理した日の翌月1日が支給開始日です。

※新1年生は、4月中に申請した場合のみ、4月1日から支給します。

各年度3月31日が支給満了日です。

【支給日】 7月31日、12月10日、3月10日 (予定)

注意事項

- ・就学援助費は毎年度申請が必要です。
- ・小学校新1年生以外(在校生)のお子様の場合、申請期間は令和8年1月中です。詳しくは市教育委員会へお問い合わせください。

お問い合わせ先

美濃加茂市教育委員会教育総務課

〒505-8606 美濃加茂市太田町3425番地1 TEL: 0574-25-2111 (内線349)